

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成28年1月25日

月曜日

号外

目次

**公 告**

○条件付き一般競争入札の実施

1

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**条件付き一般競争入札の実施**

富山県新首都圏情報発信拠点整備工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定により、公告する。

平成28年1月25日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 入札に付する事項**

- (1) 工 事 名 富山県新首都圏情報発信拠点整備工事
- (2) 工事場所 東京都中央区日本橋室町地内
- (3) 発注工種 一般建築工事
- (4) 工 期 契約を締結した日の翌日から平成28年5月10日まで
- (5) 予定価格 172,200,000円(消費税相当額を除く。)
- (6) 調査基準価格 有

**2 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)に関する事項****(1) 入札参加資格**

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札

の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 富山県内又は東京都内に建設業法第 3 条に規定する営業所を有する者であること。

オ 富山県における平成 27・28 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事の入札参加資格を有する者として登載されており、かつ、A 等級に格付けされていること。

カ 建築工事業について、建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

キ 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、3 箇月以上の継続的な雇用関係にある者を専任の監理技術者として配置できること。

### 3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる申請書及び添付書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 入札参加資格確認書（様式第 2 号）

ウ 配置予定の技術者（様式第 3 号）

配置予定技術者の資格を証する書類等を添付すること。

- (2) 申請書及び添付書類の様式は、富山県HP（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/205010/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/205010/index.html)

- (3) 提出期間

平成28年1月26日（火）から平成28年2月4日（木）まで（富山県の休日を含める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

- (4) 提出方法

書類の提出は、持参又は郵送（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着）により行うものとする。

- (5) 提出場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課地域資源・ブランド係  
（電話076-444-3114）

#### 4 公告に関する質問等

- (1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参又は郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

##### ア 受付期間

平成28年1月25日（月）から平成28年2月5日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

##### イ 受付場所

富山県観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課地域資源・ブランド係

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県HP（下記URL）の「入札情報」に掲載し、公表する。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/205010/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/205010/index.html)

## 5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成28年2月5日（金）までに文書により通知する。

## 6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成28年2月8日（月）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課地域資源・ブランド係

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成28年2月10日（水）までに文書により行うものとする。

## 7 設計図書等の配付及び質問等

(1) 公告と同時に富山県HP（下記URL）の「入札情報」への掲載により、設計図書等を配付するものとする。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/205010/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/205010/index.html)

(2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参又は郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成28年1月25日（月）から平成28年2月5日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課地域資源・ブランド係

(3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県HP（下記URL）の「入札情報」に掲載し、公表する。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/205010/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/205010/index.html)

## 8 入札の日時、場所

- (1) 入札の日時 平成28年2月12日（金）午後1時
- (2) 入札の場所  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
富山県庁東別館1階 191室

## 9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

## 10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、富山県HP（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/205010/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/205010/index.html)

- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

## 11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

## 12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札

(3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

### 13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

### 14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

### 15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び監理技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 監理技術者の専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は監理技術者の配置が適正でないとき認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

### 16 その他

- (1) 当該業務の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等の配布及び質問等の内容を確認すること。

- (7) その他不明な点については、富山県観光・地域振興局地方創生推進室地域振興課地域資源・ブランド係（電話076-444-3114）に問い合わせること。

(様式第 1 号)

年 月 日

## 入札参加資格確認申請書

富山県知事 石 井 隆 一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

## 記

1 工 事 名 富山県新首都圏情報発信拠点整備工事

2 履行期限 平成28年 5 月 10 日

(提出者)

業者番号

業者名称

企業体名称 (共同企業体の場合)

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表FAX番号

部署名

商号 (連絡先名称)

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先E-Mail

添付資料



## (様式第 2 号)

## 入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

## 記

- 1 工事名 富山県新首都圏情報発信拠点整備工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	該当 ・ 非該当
② 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	該当 ・ 非該当
③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。	該当 ・ 非該当
④ 富山県内又は東京都内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する営業所を有する者であること。	該当 ・ 非該当
⑤ 富山県における平成27・28年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事の入札参加資格を有する者として登載されており、かつ、A等級に格付けされていること。	該当 ・ 非該当
⑥ 建築工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。	該当 ・ 非該当
⑦ 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、3箇月以上の継続的な雇用関係にある者を専任の監理技術者として配置できること。	該当 ・ 非該当

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

## (様式第 3 号)

## 配 置 予 定 の 技 術 者

(商号又は名称： )

	現場代理人	監理技術者
技 術 者 氏 名		
最 終 学 歴		
法 令 に よ る 免 許		
採 用 年 月 (雇 用 期 間)	年 月 ( 年 箇 月)	年 月 ( 年 箇 月)

- (注) 1 現場代理人は、現場に常駐できる者を記載すること。  
 2 現場代理人と監理技術者とは兼務することができる。  
 3 法令による免許については、免許を証する書面の写しを添付すること。  
 なお、監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(表・裏)の写し及び指定講習に係る講習修了証(表・裏)の写しを添付すること。